

むつ市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

平成27年 3月 6日
むつ市告示第 23号

(目的)

第1条 むつ市高齢者等見守りネットワーク事業は、事業活動を通じて高齢者等と接することが多い民間事業者等と連携することにより、異変等を発見したときに、必要な支援を行う等、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者 対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で協定を締結したもの
- (2) 協力団体 市内で地域活動を行う団体等

(対象者)

第3条 むつ市高齢者等見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の対象者は、高齢者、障がい者その他の日常生活において地域における支援を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）とする。

(協定)

第4条 市長は、次条に規定する事業内容に賛同する事業者と協定を締結し、当該事業者を協力事業者として登録する。

- 2 市長は、協力事業者にむつ市高齢者等見守りネットワーク事業協力事業者届（様式第1号）を提出させ、当該協力事業者の名称等を公表することができる。
- 3 市長は、協力事業者がむつ市高齢者等見守りネットワーク事業辞退届（様式第2号）により第1項の協定の解除を申し出たときは、当該協定を解除するものとし、むつ市高齢者等見守りネットワーク事業に関する協定解除通知書（様式第3号）により、当該協力事業者に通知する。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が協力事業者として不相当であると認めるときは、第1項の協定を解除することができるものとする。この場合において、市長は、解除の理由を付し、むつ市高齢者等見守りネットワーク事業に関する協定解

除通知書（様式第3号）により、当該協力事業者に通知する。

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市、協力事業者及び協力団体は、高齢者等見守りネットワークの構築に取り組み、高齢者等の発見及び情報提供から支援までの相互連携を図る。
- (2) 協力事業者は、高齢者等を発見したときは、市に情報提供を行う。
- (3) 市は、情報提供を受けたときは、高齢者等に対し、必要な支援及び対応を行う。
- (4) 市は、協力事業者及び協力団体の拡充に努める。
- (5) 市は、協力事業者及び協力団体に対し、情報提供、助言等に関し必要な支援を行う。

（個人情報の保護）

第6条 協力事業者及び協力団体並びにこれらに所属する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定を遵守し、事業の実施により知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、及び漏えいしてはならない。第4条第1項の協定を解除し、又は協力事業者等に所属する者が事業に係る職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 事業の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第73号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第88号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。